

○神奈川県川崎競馬組合管理者の職務代理に関する規則  
(平成12年4月1日規則第1号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、神奈川県川崎競馬組合同規約（平成12年2月16日自治許第43号）第10条第2項で規定する管理者が選任する副管理者がその職務を代理する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。